

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が組合にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事の選定及び落札方式)

第 3 条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、入札価格と入札参加者が提示する総合的な費用の縮減に関する技術提案、工事目的物の性能等の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案、施工計画、同種又は類似の工事の施工実績、当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工能力等の価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

2 管理者は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

(1) 特別簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績、工事成績等の定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(2) 簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画書のほか、同種・類似工事の施工実績、工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(3) 標準型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式

(学識経験者の意見の聴取)

第 4 条 管理者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ 2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ 2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見の聴取方法は、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則第 7 条の規定により和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において行うものとする。

(入札の公告等)

第 5 条 管理者は、総合評価落札方式により競争入札に付するときは、令に定めるもののほか、次に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項
（技術提案）

第6条 管理者は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて入札者から提案内容に関する聴聞を実施することができる。
（落札者決定基準）

第7条 管理者は、紀南環境広域施設組合工事入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。
（評価基準）

第8条 前条の評価基準は、次に掲げる項目等について定めるものとする。

- (1) 評価項目
評価項目は、総合評価落札方式の型式並びに対象工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 得点配分
各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 加算点
評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。
（評価の方法）

第9条 第7条に規定する評価の方法は、対象工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

技術評価点＝標準点（基礎点）＋加算点

評価値＝（技術評価点／入札価格）

（書類作成の費用）

第10条 総合評価落札方式に必要な技術提案の作成及び提出に要した費用のほか、入札に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

（落札者決定の方法）

第11条 管理者は、落札者決定基準により総合評価を行い、審査委員会の審査を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
 - (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- 2 管理者は、前項の総合評価を行おうとするときに、客観的な評価ができない項目の評価については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則第7条の規定により和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において行うものとする。

3 管理者は、第1項の総合評価を行おうとするときに、予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

4 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。

(技術提案資料の取扱い)

第12条 管理者は、入札者から提出された技術提案資料を評価項目の審査以外の目的に利用してはならない。ただし、技術提案資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 入札者から提出された技術提案資料は、公表しないものとする。

(総合評価結果の公表)

第13条 管理者は、落札決定後速やかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第14条 入札者のうち落札者とならなかったものは、前条の規定による公表のあった日の翌日から起算して10日以内(紀南環境広域施設組合休日を定める条例(平成25年条例第2号)第1条に規定する紀南環境広域施設組合の休日を除く。)に、落札者として選定されなかった理由の説明を管理者に対し求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。